

# 31 環境保全に関連した法律など（主なもの）

その他

## 1.国内の法律など

### ●環境政策の基本に関して

法律名	目的・内容
環境基本法（1993）	環境政策の基本理念を定めている。

### ●地球環境の保全に関して

法律名	目的・内容
地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）（1998）	地球温暖化防止のため、国や地方公共団体、事業者、国民の義務を定めている。
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）（2001）	オゾン層を破壊するフロンなどのガスを大気中に放出させないため、特定製品の管理者、回収業者などの義務を定めている。

### ●廃棄物・リサイクルに関して

法律名	目的・内容
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（1970）	廃棄物の排出を抑制し、適正処理を進めるための基本となる法律で、廃棄物を処理する施設の設置や処分の方法などについて基準を定めている。
循環型社会形成推進基本法（循環型社会基本法）（2000）	目指す循環型社会を定義し、循環型社会の形成に関する基本的施策を定めている。
資源の有効な利用の促進に関する法律（改正リサイクル法）（1991）	資源の再利用の促進のため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）（1995）	ペットボトルやガラス容器などの再商品化を進めるため、消費者、行政、メーカーそれぞれの役割に応じた義務を定めている。
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（1998）	家電四品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）について、再商品化するために、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務づけている。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）（2012）	一般消費者が通常生活で使用する電気機械器具について、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図っている。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（2000）	アスファルトや木材等の建設資材について、分別解体やリサイクルの促進を図るため、工事業者への登録制度などを定めている。
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）（2002）	使用済み自動車から出る部品のリサイクルや適正処分を、メーカーや輸入業者に義務づけている。またリサイクル費用は自動車の所有者が負担することも義務づけている。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）（2000）	出される生ごみや残飯などの飼料や肥料などへのリサイクルを進めるため、食品関連事業者の義務を定めている。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（2000）	国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供の促進を図っている。
浄化槽法（1983）	浄化槽とは、し尿や生活雑排水を処理して、公共用水域へ放流するための装置で、浄化槽法は、公衆衛生向上のため、浄化槽設置者に、保守点検・清掃・水質検査を義務づけている。

●騒音・振動・悪臭・大気・水質・ダイオキシン類に関して

法律名	目的・内容
騒音規制法（1968）	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行っている。
振動規制法（1976）	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行なっている。
悪臭防止法（1971）	工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行なっている。
大気汚染防止法（1968）	工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制している。
水質汚濁防止法（1970）	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制している。
ダイオキシン類対策特別措置法（1999）	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めている。
土壌汚染対策防止法（2002）	土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

●自然環境の保護・生物多様性に関して

法律名	目的・内容
自然環境保全法（1972）	自然環境の保全に関する基本事項を定めている。
自然再生推進法（2002）	これまでに損なわれた自然環境を再生する事業を定めている。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）（1992）	国の内外を問わず野生動植物の種の保存を定めている。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）（2002）	鳥獣の保護を図るための事業を定めている。
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）（2004）	海外起源の外来生物について必要な規制を定めている。
生物多様性基本法（2008）	生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与することを目的としている。

●環境アセスメントに関して

法律名	目的・内容
環境影響評価法（環境アセスメント法）（1997）	規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境アセスメントの手続を定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的としている。

●持続可能な社会・環境教育に関して

法律名	目的・内容
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）（2003）	持続可能な社会を作るため、環境保全活動に取り組む意欲を高めるための支援や環境教育を進めるために必要な事柄を定めている。